

## PM資料ガイド

項目	Liquidated Damages 予定損害賠償金	Rev.	年月日	作成
		0	04.03.31	石原 信男
対象	一般			
視点	基本解説			

### Liquidated Damages 予定損害賠償金

#### 1. 予定損害賠償金とは

「予定損害賠償金」は、契約における請負人の損害賠償責任の軽減を目的として責任範囲や額の可及的な制限（賠償範囲の制限、賠償限度額の設定、賠償額の予定）を図る、その一つの形である。

請負人が注文主に対して負う法律上の負担として瑕疵担保責任、債務不履行（不完全履行）による責任がある。そして、請負人の責任を契約によって完全に免責することは実質的に不可能と思われるが、これをある程度縮減し、リスクを軽減することは可能であろう。特に、新製品等の立ち上げ品、劣悪な環境下で使用されることが予想される商品など不良の発生しやすい商品や、部品・原材料等の生産用資材や生産用設備など瑕疵による損害が巨額になることが予想される商品等の売買契約や請負契約においては、この責任を軽減することを重点的に考慮する必要がある。

契約の不履行が発生した場合、実損がゼロか規定額より小額であっても、契約の予定損害賠償条項に従って支払いをする義務がある。反面、実損額の方が大きい場合のみ、規定額を上回る部分については賠償の責任がない。見方を変えれば規定額を支払うことでお互いに当該損害賠償の問題を最終的に解決する（liquidateは本来清算するという意）ということであり、これがliquidated damagesの本質であるといえる。

#### 2. 損害賠償責任の範囲や額の制限について

賠償範囲の制限・・・請負人の原因で納入した商品に不具合や性能不良が生じた場合は、商品の内容や納入先のいかんにより、納入先の客先に対するサービス費や損害賠償費用の発生、生産ラインストップによる損失発生、納入先資産の滅失・毀損などさまざまな結果(間接)損害（Consequential (Indirect) Loss or Damage）を生ぜしめる可能性がある。商品や納入先の特性によって結果(間接)損害が莫大なものとなるおそれのある取引にあっては、業界の取引慣行や保険などによるリスク保全の可能性なども十分考慮のうえ、契約当事者間による特約によって合理的な賠償範囲の制限措置を図る必要がある。

賠償限度額の設定・・・これは、賠償すべき損害の内容とかかわりなく、損害賠償の金額そのものに上限を設ける方法で、部品・原材料のような小額多量の取引や大型プラ

ント契約など間接損害の多額化する取引にあって、責任軽減を図る方法として有効である。

償額の予定・・・賠償額の予定とは、納期遅延やその他の契約違反があった場合に、損害賠償額の算定の困難さを避けるためにあらかじめその額を予定しておくことをいう。賠償額が予定されると、注文主に損害額の举证責任がなく、実損の有無、多少に関係なく賠償義務を負う点で請負人に不利だが、実損額が予定額を超えても請負人はその超過分の賠償責任を免れるというメリットがあるので、実損額が多額化するおそれのある場合は有利といえる。

また、賠償額が予定されると、その額は確定的なものとして裁判所も増減することができず、後になって当事者の一方に非常に不利になったとしても、相手方の同意が得られいと変更できないので注意を要する。

### 3. 予定損害賠償金の規定例

#### 納期遅延予定損害賠償金の例

##### 第XX条（納期遅延損害金）

請負人の責めに帰すべき事由により請負人が納期に遅延した場合は、請負人は、損害金として遅延日数一日につき第 条に定める契約金額の 分の に相当する金額を注文主に支払う。ただし、その積算した損害金の総額が第 条に定める契約金額の××パーセントを超えることはないものとする。

#### 性能未達予定損害賠償金の例

##### 第YY条（性能未達損害金）

請負人の責めに帰すべき事由により納入品の性能が未達の場合は、請負人は、損害金として第 条に定める性能保証値の未達成分1パーセントにつき第 条に定める契約金額の 分の に相当する金額を注文主に支払う。ただし、その積算した損害金の総額が第 条に定める契約金額の××パーセントを超えることはないものとする。

#### 賠償範囲の制限と賠償金の限度

賠償範囲から結果(間接)損害(Consequential (Indirect) Loss or Damage)を免責とすることの条項を設ける。ただし、結果(間接)損害と直接損害との区別を明確にしておく必要がある。

また、上記 第XX条（納期遅延損害金）および 第YY条（性能未達損害金）の合算した額の上限を賠償金の限度として定める必要がある。

### 4. 「予定損害賠償金」についての日本国内契約と国際的契約の比較

日本国内の契約では、契約履行の遅れに対して1日につき契約金額のしかるべき部分の金額の1/1000を予定損害賠償金として支払う、という例が多い。これにあわせて、賠償すべき損害の内容とかわりなく、損害賠償の金額そのものに上限を設ける例がある。たとえば、

#### 第 条（侵害賠償）

請負人が本契約を履行するうえで注文主または第三者に損害を与えたときは、

請負者は、契約金額を限度として賠償の責めに任ずるものとする。  
このように契約金額を限度とする例は国際的な契約

## 5. 参考文献

### 1. については

「契約の知識」 神部正孝 著 商事法務研究会 1988年

「エンジニアリング プロジェクト・マネジメント用語辞典」

(財)エンジニアリング振興協会 プロジェクト・マネジメント委員会 監修

プロジェクト・マネジメント用語研究会 編著 重化学工業通信社 1986

2. ~ 4. については 「契約の知識」 神部正孝 著 商事法務研究会 1988年 による。